

令和8年度田布施町当初予算編成方針

■地方行財政等に関わる国の基本方針

国は、経済財政運営と改革の基本方針(2025)【骨太の方針】において、「賃上げこそが成長戦略の要」との考え方に立って、物価上昇を安定的に上回る賃上げを実現し、国民が『今日より明日はよくなる』と実感でき、ふるさとへの思いを高めることができる「新しい日本・楽しい日本」が実現することを目指すとしています。

(物価上昇を上回る賃上げの普及・定着)

令和11年度までに年1%の実質賃金の上昇を定着させるとし、この実現に向け、中小企業・小規模事業者の賃上げを促進するための「価格転嫁・取引適正化」や医療・介護・保育・福祉等の人材確保に向けて、保険料負担の抑制努力を継続しつつ、公定価格の引上げを行うなど「地域の人材の育成と処遇改善」等に取り組むとしています。

(地方創生2.0の推進)

人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させるため、「地方創生2.0」を「令和の日本列島改造」として、国・地方、地域の産官学労言士等が一体となり展開することで「強く」、「豊か」で、若者や女性にも選ばれる「新しい・楽しい」地方を実現するとしています。

(防災体制の抜本的強化)

人命・人権最優先の防災立国の実現のため、政府の災害対応の司令塔となる防災庁を令和8年度中に設置し、平時から政府全体の防災施策をリードし、大規模災害の発生に備え、避難生活環境の改善や地域の防災力強化等を推進するとしています。

(少子化対策・こども政策の推進)

令和6年の出生数は、過去最少の約68.8万人まで減少するなど少子化の進行は危機的な状況となっています。今を生きるそして将来生まれる全てのこどもの最善の利益を第一に考え、「こども未来戦略」等に基づき、こどものWell-being(幸福度)を高めていくとしています。

具体的には「保育士等の処遇・配置改善」「こども誰でも通園制度の全国展開」や「放課後児童クラブ等への支援」などに取り組み、令和8年度からの「子ども・子育て支援金制度」の円滑な導入に向け、社会全体でこども・子育て世帯を支える意識を醸成するとしています。

(持続的な地方行財政基盤の強化)

自治体DXについて、基幹業務システムの統一・標準化や地方税以外の公金納付へのeL-QRの活用をはじめとするバックヤード改革に一体的に取り組むとしています。

また、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額については、令和7年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保して、地域における賃上げを起点とした成長戦略の実現を支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化するとしています。

■本町の財政状況等

令和6年度決算では、前年度と比較し、財政基金残高が約1億円増加し、基金残高全体で約14億円となりました。町債残高は、約1億円減少し、約50億3千万円となりました。主な財政指標については、経常収支比率は88.3%（R5：90.6%）、実質公債費比率は8.6%（同：9.7%）、将来負担比率は11.7%（同：21.9%）といずれも改善し、財政健全化に向けて前進しました。

しかし、中期財政見通しでは、今後、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）の増加が見込まれるとともに介護保険特別会計や後期高齢者医療特別会計への繰出金、一部事務組合負担金や下水道事業会計への補助金等の増加などが見込まれ、経常収支比率が上昇し、財政がさらに硬直化することが懸念されます。

また、教育関係施設が大規模改修等などの時期を迎えるため、多額の財源が必要となり、基金残高の減少や町債残高の増加が見込まれます。

令和8年度の収支見込みにおいては、約4億2千万円の財源不足となっています。こうした厳しい財政状況が続くことを踏まえ、持続可能な行財政運営のため、危機感を持って取り組む必要があります。

■予算編成の基本方針

- 「たぶせ未来戦略（仮称）」の7つの基本目標である『子どもたちの未来が輝くまちづくり』、『健康で健やかなまちづくり』、『いのちと生活を守るまちづくり』、『美しくて暮らしやすいまちづくり』、『心豊かに輝けるまちづくり』、『にぎやかで活力のあるまちづくり』、『計画の推進に向けて』の取組を着実に進めます。
- 人口減少、少子化等を踏まえた上で、事業を取捨選択し、事業内容・事業規模の精査をします。
- 効果的・効率的な事業を根拠を示して計上するとともに、経常経費の抑制を図ります。

■ 予算要求基準

経常的経費（人件費、扶助費を除く。）は、令和7年度当初予算額（一般財源ベース）を限度額とします。その他の経費については所要見込額とします。

◎ 基本的な考え方

経常的経費（人件費、扶助費を除く。）は、原則として、事業ごとに前年度予算額を上回らないように要求すること。

ただし、物価の高騰等の影響により、やむを得ない場合はこの限りではないが、抑制措置や代替措置等について十分検討すること。

○ 経常的な経費（人件費、扶助費を除く。）について

- ・ 維持修繕費や施設管理費、その他一般事業費で経常的な経費を対象とする。
- ・ 負担金のみの事業で増加が決定しているなど、やむを得ない場合はこの限りではないが、その分、他の事業で削減できないか検討すること。
- ・ 経常的経費と臨時的経費が混在している事業の場合は、臨時的経費を除いた額を基準とすること。
- ・ 前年度要求額を上回らないからと、安易に前年度予算額を要求しないこと（内容をよく精査し、削減できるものは削減すること。）
- ・ 令和7年度予算での駆け込み執行はしないこと（決められた執行のみ）。
- ・ 対象経費の令和8年度増額補正は、原則認めない。

○ その他の経費について

- ・ 投資的経費は所要見込額とする。
- ・ その他臨時的経費は所要見込額とする。
- ・ 新規事業は所要見込額とする（既存事業について廃止を含め検討すること。）。

※必要経費についてはよく精査すること。

※新規事業は、既存事業の中に含めるのではなく、科目登録をして要求すること。

■ その他留意事項

具体的な留意点等は、次の「令和8年度当初予算見積要領」のとおりですが、国・県等からの情報収集に努め、新しい情報についてはその都度財政係まで連絡してください。

なお、予算要求書の提出後、地方財政計画の状況等により、再度、要求の見直し等を求めることもあり得ますのでご留意ください。

令和8年度当初予算見積要領

1 令和8年度予算は「年間予算」として編成する。

原則、年度内に予定される全ての歳入と歳出を計上すること。

2 たぶせ未来戦略（仮称）の推進等

- (1) たぶせ未来戦略（仮称）実施計画との整合に留意するとともに、計画に計上した事業費については、再度、コスト縮減や有利な財源等を検討して要求すること。
- (2) 新規に予算化する場合は、経費内訳を整理（事業科目を分ける等）するとともに、関連する既存の事務事業の廃止についても必ず検討し、スクラップアンドビルドによる効果（住民サービス及び財源等）等について、説明できるようにして要求すること。
- (3) その他、子育て支援、防災・減災、地方創生、健康増進、雇用対策等、現下の課題について十分配慮して予算計上し、重点事業を選定すること。

3 その他

- (1) 決算等を精査し、実態と乖離した予算となっているものがあれば是正すること。
- (2) 他課に関連する事務事業については十分調整し、予算の重複計上等が生じないようにすること。
- (3) 国・県の予算編成や地方財政対策などの動向を把握し、予算編成に反映させること。また、国や県の施策の中で、協働・連携すべき事業があるかどうかについても十分確認・検討すること。
- (4) 補助事業については、事業効果について慎重に検討した上で選択すること。単独事業については、安易に継続するのではなく、厳しく精査した上で、真に必要な事業を計上すること。
- (5) まちづくりの推進と財政健全化の両立を図るため、国・県補助金等について、確実な財源確保を図り、町債及び一般財源所要額の縮減に努めること。

歳入に関する事項

1. 町 税

歳入の根幹をなすものであり、その動向は財政運営を大きく左右するので、国の税制改正並びに今後の経済情勢等に十分留意すること。また、課税客体的確な捕捉と収納対策の強化を図り、過年度分を含めた収納率の向上を図ること。

2. 使用料、手数料及び分担金、負担金

受益者負担の公平、適正化の観点から、周辺市町の状況等を踏まえ、料金、料率を再検討し、適正な設定に努めること。変更を必要とする場合は、見積書にその旨付記すること。

滞納繰越分については、社会的な公正を確保する観点から、厳正な対応を図るべきものであり、収納率の向上を図ること。

また、目的外使用料については、条例等に基づき適切に見積もること。

3. 国・県支出金

国・県支出金の削減の動向等には十分留意するとともに、原則、補助金等が廃止された事業について、安易に単独事業費に振替えしないようにすること (住民生活に多大な影響を及ぼすものについては早期に県担当部局等に制度継続を要望すること)。

補助事業であっても補助金以外は町の負担となるので事業の必要性や効果を慎重に検討すること。

4. 財産収入

遊休の財産については、将来の利活用等について十分検討し、不用と考えられるものについては適正な価格をもって売却することとし、歳入の確保を図ること。

5. 町債

起債の対象とする事業は企画財政課で決定するので、予算要求の入力は不要。

6. その他の収入

歳入額の多寡にかかわらず、あらゆる収入の可能性を検討し、積極的に財源を確保するよう努めること。

歳出に関する事項

1. 報酬、職員人件費等

時間外勤務の見込みについては、見積書の余白又は別紙に業務内容の詳細、時間外勤務を要する理由を明記すること。なお、恒常的となっている時間外勤務については抜本的な改革が必要と考えられるため、改革案を検討し新年度予算ヒアリング時に示すこと。

委員会の回数は必要最小限とすること。

2. 建設事業費等

事業費の見積りに当たっては、施設の内容や規模等について十分な検討を行い、過剰投資とならないようグレードの見直し等により、建設コストの縮減に努めること。

なお、補助事業については、基本額、補助率等の動向に留意し、関係機関とも事前に十分協議のうえ要求すること。

3. 扶助費等

対象者及び所要経費の伸びを精査し、年間を通じた所要額を見込むこと。特に単独事業については事業効果を検証し、廃止も含め支給基準など制度の見直しを行うこと。

4. 物件費等

補助事業に伴う事務費の計上については、単に消耗品費に充てるのではなく、燃料費や通信運搬費、使用料等が補助対象経費になる場合、最も効率的な要求を行うこと。

(1) 旅 費

- ・出張の必要性、人員等に十分配慮し、原則として鉄道使用で見積ること。

※令和7年度10月施行の改正旅費条例に基づき算定し、原則として、宿泊基準額は上限額（都道府県別）、宿泊手当は満額2,400円で計算すること。

※計算式を可能な限り詳細に「要求書」に入力すること。

(例) 記載例

- ・用務先：国土交通省（桜田門） ・日数：2日間（1泊） ・旅費合計：62,200円
- ・鉄道賃：40,800円
 - 1日目：田布施駅→東京駅 20,220円（運賃12,540円＋指定席7,680円）
東京駅（有楽町経由）→桜田門 180円
 - 2日目：桜田門（有楽町経由）→東京駅 180円
東京駅→田布施駅 20,220円（運賃12,540円＋指定席7,680円）
- ・宿泊手当：2,400円×1泊＝2,400円 ・宿泊費：19,000円×1泊＝19,000円

- ・ Web 会議や電子メールの活用等により出張回数の通減が図れるよう、関係機関と協議すること。
- ・ 研修旅費は、必ず行先、目的等を詳細に記入すること（宿泊を要する一般職員の研修旅費があれば、添付の様式による研修計画書を提出すること）。
- ・ 負担金の中に旅費が含まれている場合は、別紙「負担金・補助金・交付金予算見積額一覧表」に内容を記入すること。

(2) 需用費

- ・ 消耗品費 一括購入により単価引き下げを図ることとしているため、別添一覧表の消耗品については予算要求しないようにすること（出先機関は除く）。
- ・ 燃料費 ガソリン 150 円、軽油 150 円、灯油 121 円、A 重油 126 円（消費税別、単価改正がある場合は連絡します）。
- ・ 光熱水費 電気料、水道料、ガス代は、7 年度実績見込みを基本とし、通年所要見込額を計上すること。
 ※個別の事情がある場合は加味すること。
 ※光熱水費について、過去の実績と比べ著しく使用量が増えている場合は、原因をよく分析・把握すること。
- ・ 修繕料 施設や公共物の修繕については、緊急性、危険性の度合を考慮し、課内で検討した上、優先順位を付けておくこと。

(3) 委託料

- ・ 前年度契約実績の範囲内を基本とするが、適切な価格転嫁を図った上で予算原案を作成すること。
- ・ 施設や設備の維持管理等の委託料については、業務内容や範囲等を見直し、発注方法の工夫を図り、経費の縮減を図ること。

(4) 備品購入費

購入は必要最小限に止め、できるだけ現有備品を有効に活用すること。

5. 負担金補助及び交付金

(1) 負担金

近隣団体との整合を図ること。全県的な法令外負担金（各種団体負担金、会費等）は、原則として県市町会審査済のものに限られているので、確認のうえ、手続きがなされていないものは照会すること。

(2) 補助金

補助の目的、効果、対象団体等の活動状況や決算等を精査し、不適切な支出がある場合、前年度からの繰越金が町の補助金を上回っている場合や支出効果の乏しいもの等については、従来の慣例にこだわることなく、減額・廃止を検討すること。

特別会計・公営企業会計

特別会計・公営企業会計については、一般会計に準じて行うこととするが、各会計内での収支の均衡を図り、安易に一般会計からの繰入に依存することなく、事務事業の効率化を図り、受益者負担の適正化による料金体系の見直しや収納率の向上など積極的に経営の健全化に努めること。